

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては9月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」9月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・平成30年9月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

### お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

## テレビショッピングでは 無条件の解約はできません！

テレビショッピング（通信販売）の返品・返金・キャンセルは、画面上に書かれた条件に従います。

- ボディラインを補正する下着が着用できないが、「開封後は返品不可」と言われた。
- 番組で「初回半額」と宣伝していた化粧品を購入したが、定期購入が条件だった。

メリットばかり強調され購買意欲をかきたてられますが、返品可否やデメリットも十分確認して慎重に！



お互いに 一声かけて見守りを！

